

# 役員報酬規程

## (趣 旨)

第1条 この規程はさくら福祉会役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 評議員及び役員の報酬については、無報酬とする。

## (報酬額)

第3条 評議員及び役員には費用の弁償をすることができる。

## 附則

この規程は平成12年8月1日から施行する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。